議事要旨(5) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に関する実務指針の移管にあたり、早急に対応すべきものとして検討を進める論点のうち、繰延税金負債に関する論点について審議を行う旨が説明され、引き続き、前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントは次のとおりである。

繰延税金負債の支払可能性について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 繰延税金負債の支払可能性に関する現行の定め（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第 24 項）を変更しない事務局提案に賛成する。例外的な事象に対応するために現行の定めを変更する必要はないと考える。

関連会社の留保利益等に係る税効果について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 関連会社の留保利益に係る税効果について、日本基準と国際的な会計基準とは記載ぶりが異なるため、実務において議論が生じる可能性がある。このため、実際に差異が生じているか等の調査を行うことが必要ではないか。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。